令和5年第12回五戸町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和5年12月15日(金)午前9時30分から9時47分
- 2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室
- 3. 出席委員 (17人)

長岩 井 壽美雄 君 会長職務代理者 北 村 君 稲村 健 一 君 番川崎良巳 君 3 番 4 番 髙 橋 克 君 番 竹 原 君 5 6 誠 榮 君 7 番 佐々木 一 8 番 中川原 扶貴子 君 鳥谷部 中里 9 番 甚一郎 君 10番 君 登 大 沢 11番 豊川敏雄君 12番 トモ子 君 14番 三 浦 弘 文 君 13番 鈴 木 徳 治 君 16番 柏 田 雅 俊君 17番 沼 沢 こえ子 君 18番 髙 村 國 昭 君

- 4. 欠席委員 15番 佐々木 喜 克 君
- 5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 業務報告
 - 第3 議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第61号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の

承認について

議案第62号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 小村隆幸君 事務局次長 大沢直明君総務班長 小泉安子君 大澤翔太君

7. 会議の概要

五戰少國女	
議長(岩井)	ただ今から、令和5年第12回五戸町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、大変お忙しいところご参集くださいまして、厚くお礼申し上げます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。
事務局(小村)	本日、15番佐々木喜克委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は17名となります。 それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、議事の進行をお願いいたします。
議 長 (岩井)	これより議事に入ります。日程第1議事録署名委員及び会議書 記の指名を行ないます。 会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長 から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	(「なし」の声あり)
議 長 (岩井)	それでは、5 番髙橋克委員と 11 番豊川敏雄委員にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には事務局の大沢次長を指名します。
議長(岩井)	それでは、日程第2業務報告について、事務局より説明をお願いします。
事務局 (大沢)	〔業務報告の朗読及び説明〕
議長(岩井)	ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。
	(「なし」の声あり)
議 長 (岩井)	よろしいですか。 それでは、以上で日程第2業務報告を終わります。
議長(岩井)	ここで農地調査会、今月の調査委員は、6番竹原誠委員と 12 番三浦弘文委員です。調査委員席に、ご着席ください。
	(調査委員席に、着席)

議 長(岩井)

次に、日程第4議案第60号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局(小泉)

それでは議案書の1ページ議案第60号と、参考資料の1ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めるものです。今月の許可申請は、1議案5件です。1番から5番は、売買による所有権移転に関する件です。各農地の所在及び譲渡人・譲受人については記載のとおりです。

- 1番は、畑、面積は1,533 m²です。
- 2番は、畑、面積は2,028 m²です。
- 3番は、田3筆、面積は合計 6,132 m²です。
- 4番は、畑、面積は580 m²です。
- 5番は、畑、面積は1,598 m²です。

1番から5番は、別添調査書にありますとおり農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。農作業の規模拡大・効率化を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないことから、許可要件を満たしていると考えます。

ご参考までに売買価格をお知らせします。

- 1番の売買価格は、100,000円、10aあたり65,000円です。
- 2番の売買価格は、1,000,000円、10aあたり493,000円です。
 - 3番の売買価格は、200,000円、10aあたり33,000円です。
 - 4番の売買価格は、44,000円、10aあたり76,000円です。
 - 5番の売買価格は、145,000円、10aあたり91,000円です。 以上です。

議 長(岩井)

ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、三浦弘文委員から、調査結果の報告をお願いいたします。

調査委員(三浦)

農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

議案書の1ページ議案第60号と参考資料1ページをご覧ください。

12月5日に、岩井会長と竹原誠委員及び事務局職員3名で現地調査を行いました。

1番は、譲渡人と譲受人は知人で、以前から譲受人と貸借し耕作してもらっていましたが、譲渡人は今後も農地の維持管理ができないため、譲渡人からの申出により、農地を売買するものです。譲受人は、長いも、ごぼうを作付けするそうです。

2番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲渡人は高齢になり、農業 を続けられなくなったため、譲渡人からの申出により、農地を売 買するものです。譲受人は、桃を作付けするそうです。

3番は、譲渡人と譲受人は知人で、以前から譲受人と貸借し耕作してもらっていましたが、譲渡人は高齢になり、農地を整理するため、譲渡人からの申出により、農地を売買するものです。譲受人は、水稲を作付けするそうです。

4番は、譲渡人と譲受人は知人で、10月総会で農地3筆を申請 し許可を受け、その後、所有権移転の手続きをしようとしたとこ ろ、申請漏れの農地が1筆あると分かったため、今回、申請する ものです。前回同様、農地は売買で、譲受人は、長いもを作付け するそうです。

5番は、譲渡人と譲受人は知人で、以前から譲受人と貸借し耕作してもらっていましたが、譲渡人は高齢になり、農地を整理するため、譲渡人からの申出により、農地を売買するものです。譲受人は、ニンニクを作付けするそうです。

以上で調査結果の報告を終わります。

議 長(岩井)

ありがとうございました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質問・意見なし)

議 長 (岩井)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第60号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長(岩井)

全員賛成ですので、議案第60号は、原案のとおり決定いたしました。

議 長(岩井)

調査委員の方々、ありがとうございました。 指定席にお戻りください。

(調査委員 指定席に戻る)

議 長(岩井)

次に、議案第61号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

議 長(岩井)

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局(大澤)

それでは議案書の3ページ、議案第61号をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。

五戸町長より令和 5 年 11 月 24 日付け五農林第 250 号で農用地利用集積計画の決定を求められています。1 議案 18 件で、合計面積は 182,858 ㎡です。

議案中の賃借料でカッコ書きの数字は年額です。

1番から10番は、利用権設定による貸借です。11番は、あっせん成立による所有権移転です。各農地の所在及び譲渡人と利用権を設定する者・譲受人と利用権の設定を受ける者については記載のとおりです。

1-1 番は、田、計 2 筆、面積は合計 2,974 ㎡。5 年の賃貸借で、賃借料は、玄米 90kg です。

1-2 番は、田、面積は 2,464 ㎡。5 年の賃貸借で、賃借料は、玄米 74kg です。

1-3番は、田、計2筆、面積は合計5,730 m²。5年の使用貸借です。

1-4番は、田、面積は2,704㎡。5年の使用貸借です。

2-1 番は、田、面積は3,598 ㎡。3年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり8,000 円、年28,800 円です。

2-2 番は、田、面積は 5,604 m。 3 年の賃貸借で、賃借料は、 10 a あたり 8,000 円、年 44,900 円です。

2-3 番は、田、面積は3,431 m²。3年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり8,000 円、年27,500 円です。

3-1 番は、田、計 2 筆、面積は合計 8,627 ㎡。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 11,000 円、年 95,000 円です。

3-2番は、田、計3筆、面積は合計6,963 ㎡。5年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり10,000円、年70,000円です。

3-3 番は、田、面積は 7,129 m²。 5 年の賃貸借で、賃借料は、 水利費です。

4番は、田、面積は3,370 ㎡。3年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり8,900円、年30,000円です。

5番は、田、計2筆、面積は合計5,557 m²。10年の賃貸借で、 賃借料は、玄米300kgです。

6番は、田、計2筆、面積は合計6,452 m²。2年の賃貸借で、 賃借料は、玄米360kgです。

7番は、田、計 2 筆、面積は合計 5,061 \rm{m}^{2} 。5年の賃貸借で、賃借料は、玄米 3.5 俵です。

8番は、田、面積は 2,439 m²。10年の賃貸借で、賃借料は、水利費です。

1-1番から8番は水稲を作付けする予定です。

9番は、畑、計3筆、面積は合計4,431 ㎡。15年の使用貸借です。長芋とゴボウを作付けする予定です。

10番は、畑、面積は2,000㎡。10年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり5,000円、年10,000円です。アピオスを作付けする予定です。

11番は、畑、面積は104,324㎡。売買価格は30,000,000円、10aあたり288,000円です。牧草を作付けする予定です。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 (岩井)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質問・意見なし)

議 長(岩井)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第61号について、原案のとおり決定することに賛成の方 は挙手をお願いします。

(全員挙手)

調査委員(岩井)

全員賛成ですので、議案第61号は、原案のとおり決定しました。

議 長(岩井)

次に、議案第62号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断 について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局(大沢)

議案書の8ページ議案第62号と参考資料の11ページをご覧ください。

荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、でございます。

1番2番の畑2筆、計5,042 ㎡について、令和5年11月7日 に所有者から申出がありました。3番から8番の畑6筆、計5,506 ㎡について、令和5年11月24日に所有者から申出がありました。9番10番の田2筆、計3,816㎡について、令和5年11月7日に所有者から申出がありました。10筆とも20年以上前から耕作していないため、自然荒廃しており農地に復元することが困難となった土地です。

令和5年12月5日の農地調査会で現地確認した結果、農地法の運用について第4の(4)に該当し、再生利用が困難と見込まれる

		荒廃農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地として決定を求めるものです。説明は以上です。
議	長(岩井)	これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
		(質問・意見なし)
議	長(岩井)	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第62号について、非農地と判断することに賛成の方は挙 手をお願いします。
		(全員挙手)
議	長(岩井)	全員賛成ですので、議案第62号は、非農地と判断することに決定しました。
議	長(岩井)	以上で、本日の日程はすべて終了しました。 これをもって、令和 5 年第 12 回五戸町農業委員会総会を閉会 します。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。 令和5年第12回五戸町農業委員会総会催日時 令和5年12月15日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員